

市民ロースクール

裁き裁かれる・意外に身近な刑事訴訟法

駒澤大学法科大学院教授 松本 英俊

本日の内容

- 刑事訴訟法とは
- 刑事手続に市民が関わる時
- 裁かれる時
 - 裁かれる可能性はあるのか？
 - 冤罪の仕組み
- 裁く時
 - 裁判員制度の仕組みと現実

刑事訴訟法とは

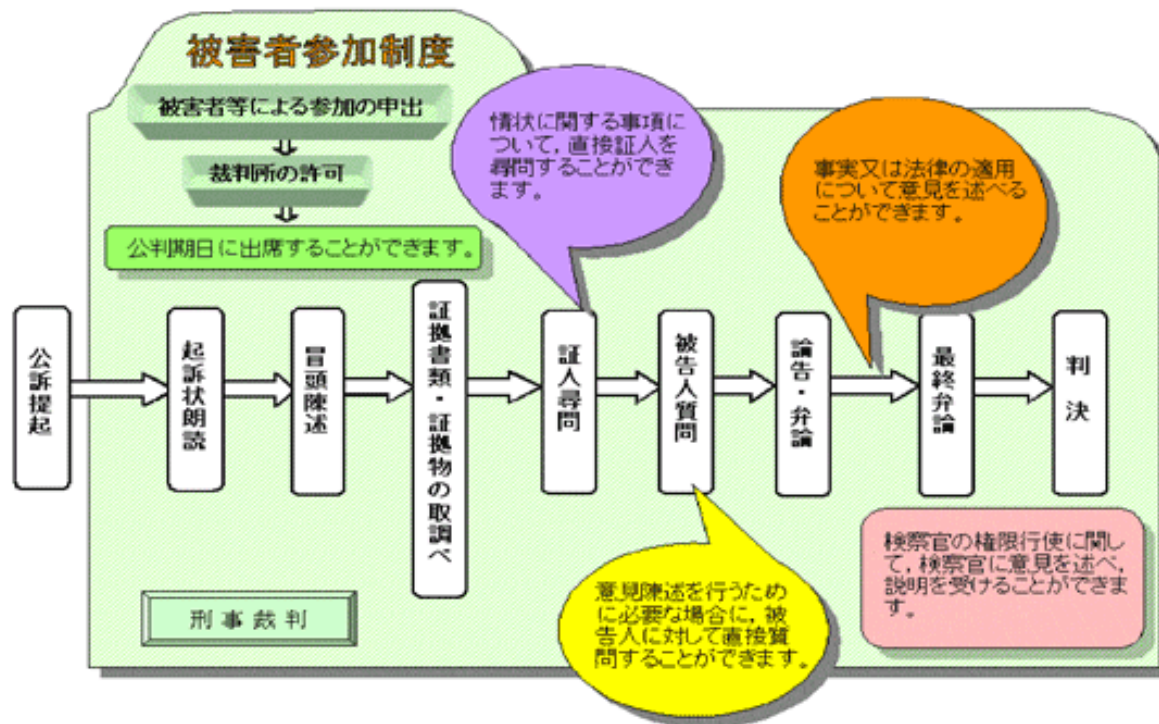
- 刑事事件：犯罪に関するトラブル
- 犯罪：法律(刑法など)に「犯罪」として定められている行為(罪刑法定主義)
- 刑法(犯罪とそれに対応する刑罰を定める法律・実体法)を具体的に実現する方法・手続を定めた法律⇒刑事手続法
- 刑事手続法：刑事訴訟法、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律、少年法、検察審査会法、犯罪被害者等基本法など
- 身近な法律でしょうか？

市民が刑事手続に関わるときー関連手続法

- 事件に巻き込まれる：犯罪被害者として
 - 刑事訴訟法、犯罪被害者保護二法、犯罪被害者等基本法、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律など
- 事件の行方を考える：検察審査員として
 - 検察審査会法など
- 裁かれる：被疑者・被告人として
 - 刑事訴訟法、警察官職務執行法など
- 裁く：裁判員として
 - 刑事訴訟法、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律など

被害者参加人

- 被害者参加制度(2007年改正)：刑事訴訟法316条の33~316条の39
- 対象犯罪：人の生命、身体または自由を害する罪
- 手続
 - 被害者等による参加の申し出⇒裁判所の許可
- できること
 - 出席(法廷内に着席)
 - 検察官に対する意見陳述
 - 証人尋問：情状についてその証明力を争うため
 - 被告人質問：意見を述べるために必要な場合
 - 弁論としての意見陳述：訴因(検察官の主張する具体的な犯罪事実)の範囲内で、事実または法律の適用について



裁判所HPより

http://www.courts.go.jp/saiban/wadai/2103_higaisya_songai/

犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況(高・地・簡裁総数)

区分		平成12年 (11月・12月)	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	総数
付添い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	10	38	68	51	87	68	77	70	86	79	102	136	121	993
	意見陳述の際に付添いの措置が採られた被害者等の数	-	1	5	12	7	8	13	21	32	44	52	39	46	280
遮へい	証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の数	104	847	912	1,062	1,074	1,103	1,233	1,222	1,007	1,094	1,295	1,317	1,757	14,027
	意見陳述の際に遮へいの措置が採られた被害者等の数	2	9	22	26	42	34	36	60	71	105	123	125	140	795
ビデオリンク	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数		67	122	136	217	210	234	224	202	235	261	242	288	2,438
情報保護	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者等の数									2,490	3,849	3,854	3,887	4,273	18,353
意見陳述	公判期日に心情その他の意見を陳述した被害者等の数	22	232	457	585	735	774	917	1,010	1,068	1,119	1,198	1,164	1,157	10,438
	意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出させることとした被害者等の数	8	58	110	144	180	243	253	270	339	490	557	561	517	3,730
閲覧謄写	被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた事例数	65	473	681	753	705	855	903	846	1,012	1,348	1,175	1,278	1,381	11,475
	被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせなかった事例数	1	17	7	7	9	6	17	17	12	15	22	13	22	165
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた事例数									24	35	50	33	45	187
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせなかった事例数									2	1	7	6	1	17
和解	犯罪被害者保護法第13条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載した事例数	6	55	60	54	43	39	73	38	35	46	34	30	38	551

最高裁HPより作成

http://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/keizi_higaisya_hogo_zyoukyou/

罪名	参加を申し出た被害者等	うち参加を許可された被害者等	うち証人尋問をした被害者等	うち被告人質問をした被害者等	うち意見陳述をした被害者等
刑法犯総数	978	957	184	452	460
強制わいせつ	60	59	13	32	23
強制わいせつ致死傷	6	6	4	4	4
強姦	39	39	8	17	20
強姦致死傷	28	28	9	13	17
集団強姦	-	-	-	-	-
集団強姦致死傷	8	8	3	4	4
殺人	117	115	24	70	87
傷害	75	71	17	37	37
傷害致死	80	80	22	48	54
危険運転致傷	1	1			
危険運転致死	18	18	5	13	14
業務上過失傷害	-	-	-	-	-
業務上過失致死	69	66	1	14	7
重過失傷害	-	-	-	-	-
重過失致死	3	3	1	2	3
自動車運転過失傷害	90	90	11	37	37
自動車運転過失致死	298	291	50	132	118
逮捕監禁	2	2	-	-	-
逮捕監禁致死傷	1	1	-	-	-
未成年者略取誘拐	-	-	-	-	-
営利拐取等	7	7	-	-	-
身の代金拐取	-	-	-	-	-
拐取者身の代金取得等	-	-	-	-	-
強盗致傷	15	14	3	5	5
強盗致死（強盗殺人）	31	31	8	17	14
強盗強姦	10	10	3	1	7
強盗強姦致死	-	-	-	-	-
決闘罪ニ関スル件違反	-	-	-	-	-
暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	1	1	1	1	1
その他の刑法犯	19	16	1	5	8

刑事裁判と被害者

- 刑事裁判の目的と被害者等参加との関係
- 被害者等の求めているもの：多様性
- 被害者等支援の方法：迅速性、多様性
- 被疑者・被告人との対抗が必要か？

検察審査員

- 検察審査会制度：検察審査会法
- 大陪審制度
- 制度の概要
 - 「公訴権の実行に関し民意を反映せしめてその適正を図る」ために、地方裁判所および支部の所在地(165庁)におかれています。
 - 検察審査会は、有権者の中からクジで選ばれた11人の検察審査員で構成されます。任期は6ヶ月。
 - 事件が不起訴の場合、不起訴処分に不服をもつ者からの審査の申立てまたは職権により、審査会は不起訴処分が妥当か否かを検討します。

検察審査会の事件の受理・処理人員

(平成2年～24年)

年次	受 理			処 理					未
	総	申立て	権職	総	起訴相当	不起訴不当	不起訴相当	その他	
年	1,276	1,114	162	1,226	1	36	871	318	699
3	1,172	1,043	129	1,344	4	41	1,063	236	527
4	2,359	2,249	110	1,166	1	50	892	223	1,720
5	41,515	41,389	126	42,591	2	10,173	949	31,467	644
6	1,691	1,583	108	1,288	3	206	878	201	1,047
7	1,359	1,249	110	1,781	5	59	1,528	194	625
8	1,384	1,266	118	1,375	7	70	1,104	194	634
9	1,200	1,092	108	1,328	5	67	1,028	233	506
10	1,205	1,080	125	1,149	1	64	843	241	562
11	1,614	1,484	130	1,307	1	82	981	243	869
12	1,880	1,765	115	1,949	3	105	1,468	373	800
13	2,324	2,264	60	2,186	1	149	1,740	296	938
14	2,330	2,292	38	2,138	5	134	1,679	320	1,130
15	2,295	2,256	39	2,296	6	139	1,792	359	1,129
16	2,666	2,615	51	2,577	10	131	2,031	405	1,218
17	2,648	2,609	39	2,605	5	142	2,111	347	1,261
18	2,603	2,569	34	2,795	15	109	2,286	385	1,069
19	2,274	2,242	32	2,396	9	119	1,863	405	947
20	2,039	2,006	33	2,366	13	117	1,734	502	620
21	2,663	2,613	50	2,447	11	113	1,866	457	836
22	2,304	2,273	31	2,320	10	149	1,764	397	820
23	2,094	2,069	25	2,178	8	123	1,724	323	736
24	2,174	2,131	43	2,152	8	128	1,600	416	758
合計	85,069	83,253	1,816	84,960	124	12,506	33,795	38,535	20,095

割合

0.15% 14.72% 39.78%
/処理総数 /処理総数 /処理総数

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 被疑者数による延べ人員であり、再審査事件を除く。
 3 「その他」は、申立却下、移送及び審査打ち切りである。
 4 「未済」は、各年12月31日現在の人員である。

□ 議決の内容

- 不起訴相当(過半数の議決)、不起訴不当(過半数の議決)、起訴相当(8人以上の多数による)
- 起訴相当⇒不起訴処分(検察官)⇒2004年改正：起訴議決(8人以上の多数による)⇒起訴(指定弁護士)

□ 実情 (H25犯罪白書)

- 平成2年~平成24年：起訴相当率0.15%、不起訴不当率14.7%、不起訴相当率39.8%
- 平成21年~平成24年：起訴議決後公訴提起、裁判が確定した人員2人(公訴棄却1人、無罪1人)

私が裁かれるとき

- 私は裁かれることはない、なぜなら
 - 私は決して犯罪を犯さない
 - 私の行為は犯罪ではない
 - 私の行為は全く犯罪とは無関係
 - 私は犯罪者と疑われることはない
- 「裁かれない」ことを自らコントロールできるのか？
 - 決して犯罪を犯さない⇒自らコントロール可能
 - 自分の「行為」の意味・内容を完全に把握しきれない場合はないだろうか？

私の「行為」は犯罪ではない 私の「行為」は犯罪とは無関係

- 不注意、思い込み、不知などにより、その「行為」が犯罪に該当する可能性
 - バイトのつもりで「集金」を手伝う⇒振り込め詐欺の「受け子」だった＝「窃盗罪」の可能性
- 犯罪に関わっているとは知らずに行動
 - 海外渡航などでの薬物運搬事件
 - お土産などを預かった⇒実は違法薬物だった
 - 旅行カバンを渡された⇒中に違法薬物が隠されていた
- 私の「行為」が**実は犯罪に該当**しているかもしれない

私は犯罪者と疑われることはない

- ❑ 犯罪者と疑われる = 第3者が疑う⇒自分自身で「疑われる」ということをコントロールするのは困難⇒冤罪の危険！
- ❑ 様々な冤罪事件
 - ❑ 死刑再審事件（免田事件、財田川事件、島田事件、松山事件）
 - ❑ 袴田事件（再審開始決定）・名張毒葡萄酒事件
 - ❑ 足利事件
 - ❑ 宇和島事件
 - ❑ 氷見事件
 - ❑ 痴漢冤罪事件
- ❑ 冤罪に巻き込まれることはコントロール困難

捜査の対象になるとき

- 捜査のはじまり
 - 職務質問：警察官職務執行法2条
 - 被害者等による申告・通報
 - その他
- 身体の拘束
 - 令状による逮捕：刑事訴訟法199条
 - 緊急逮捕：刑事訴訟法210条
 - 現行犯逮捕：刑事訴訟法212条
- 被疑者の取調べ：刑事訴訟法198条
 - 在宅での取調べ
 - 身体を拘束しての取り調べ：刑事訴訟法198条1項但書

捜査手続の流れ

刑事訴訟法目的(1条)

刑事事件について、公共の福祉の維持と個人の基本的な権利の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現する。

逮捕された被疑者に対する弁護士選任権告知(203条1項)
 ・被疑者との接見(39条1項)
 ② 捜査機関に対して被疑者の早期釈放・在宅捜査への切替を要請

① 被疑者との接見(39条1項)
 ② 捜査機関に対して被疑者の早期釈放・在宅捜査への切替を要請

① 勾留担当裁判官と面会し、あるいは意見書を提出して、勾留請求の却下を求める(43条3項参照)
 ② 勾留に対する準抗告(429条1項)ホ
 ③ 勾留場所の変更申立て
 ④ 勾留理由の開示請求(207条1項、82条)マ
 ⑤ 勾留取消請求(207条1項、87条)ニ
 ⑥ 勾留執行停止の申立て(207条1項、95条)ム

捜査段階における弁護活動・弁護人による調査・収集活動

① 押収物について還付、仮還付請求(222条1項、123条)
 ② 押収物の還付に関する処分に対する準抗告(429条1項2号、430条1項、2項)
 ③ 被疑者との接見・事情聴取
 ④ 関係者からの事情聴取
 ⑤ 現場の調査
 ⑥ 被害回復(示談交渉等)
 ⑦ 弁護士法23条の2による照会請求
 ⑧ 証拠保全請求(179条)モ

犯罪の発生

捜査の端緒

被疑者の逮捕(引致)・弁解録取(202条、203条1項) テト

検察官送致(246条、203条1項)及び送付(242条、245条) ナ
 弁解録取(205条) ニ

勾留手続
 ① 勾留請求(205条1項) ヌ
 ② 接見禁止請求(207条1項、81条) ネ
 ③ 勾留(207条1項、61条、3項) ハ
 ④ 接見禁止決定(207条1項、81条) ヒ

勾留延長(208条2項) フ

起訴(247条)

① 国家訴追主義(247条)
 ② 起訴状一本主義(256条6項)
 ③ 起訴便宜主義(248条)

捜査活動
 ① 現行犯人の発見(212条)
 ② 変死体の検視(229条) ア
 ③ 告訴(230条) イ
 ④ 告発(239条)
 ⑤ 請求(例えば、刑92条2項)
 ⑥ 自首(245条、刑42条)
 ⑦ 職務質問、所持品検査(警職法2条)
 ⑧ 被害者の申告、一般の申告 ウ
 ⑨ 他事件の取調べ、投書、密告、新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等の報道、風評

被疑者の身柄確保
 ① 通常逮捕(199条) エオ
 ② 緊急逮捕(210条) カ
 ③ 現行犯逮捕(212条、213条) キ
 強制捜査による証拠の収集
 ① 捜索・差押(218条、220条) クケコ
 ② 検証(218条) サ
 ③ 身体検査(218条) シス
 ④ 証人尋問の請求(226条、227条) セ
 ⑤ 鑑定処分、留置(224条、225条) セン
 ⑥ 通信傍受(通信傍受法4条1項)
 任意捜査による証拠の収集
 ① 出頭要求(198条1項、223条1項)
 ② 被疑者取調べ(198条)
 ③ 参考人取調べ(223条)
 ④ 遺留物等の領置(221条)
 ⑤ 実況見分(197条1項) タ
 ⑥ 鑑定嘱託(223条1項) チ
 ⑦ 通訳(通訳の嘱託)(223条1項)
 ⑧ 公務所又は公私の団体の照会(197条2項) ツ

検察官と司法警察職員との相互協力に基づく捜査活動

主に司法警察職員を中心とした捜査活動

被疑者段階における弁護活動

※ 捜査行為等の下に記載した記号は、捜査書類等のページを示す。

2-2-2-1表 検察庁既済事件の身柄状況（罪名別）

（平成24年）

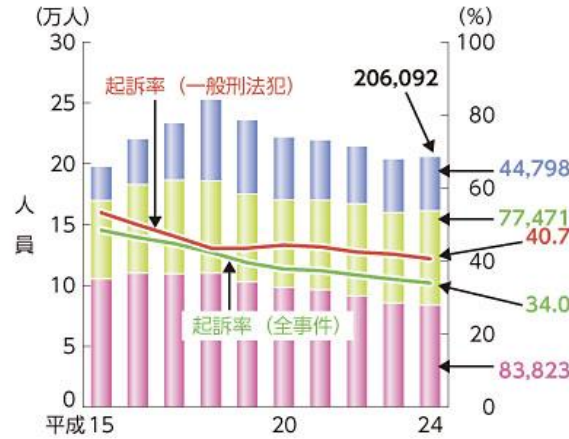
罪 名	逮 捕 関 係						勾 留 関 係			
	総 数 (A)	逮捕され ない者	警察等で 逮捕 後積	警察等で 逮捕・身 柄付送致	検 察 庁 で 逮 捕 (C)	身柄率 $\frac{B+C}{A}$ (%)	認 容 (D)	却 下 (E)	勾 留 率 $\frac{D+E}{B+C}$ (%)	
総 数	372,284	242,640	7,824	121,593	227	32.7	112,047	1,570	93.3	
一 般 刑 法 犯	279,520	183,542	6,367	89,481	130	32.1	82,683	973	93.4	
殺 人	1,367	839	13	513	2	37.7	512	1	99.6	
強 盗	2,777	877	5	1,894	1	68.2	1,881	-	99.3	
傷 害	27,062	12,278	902	13,867	15	51.3	12,518	158	91.3	
窃 盗	132,849	96,736	2,408	33,673	32	25.4	31,403	205	93.8	
詐 欺	17,668	7,874	162	9,608	24	54.5	9,516	17	99.0	
恐 喝	4,093	1,237	12	2,844	-	69.5	2,773	5	97.7	
強 姦	1,211	364	1	846	-	69.9	843	-	99.6	
強 制 わ い せ つ	3,365	1,022	25	2,316	2	68.9	2,242	36	98.3	
危 険 運 転 致 死 傷	274	120	2	152	-	55.5	149	1	98.7	
放 火	720	209	12	499	-	69.3	492	-	98.6	
そ の 他	88,134	61,986	2,825	23,269	54	26.5	20,354	550	89.6	
道交違反を除く特別法犯	92,764	59,098	1,457	32,112	97	34.7	29,364	597	93.0	
銃 刀 法	5,719	3,535	315	1,866	3	32.7	1,609	16	86.9	
売 春 防 止 法	969	285	22	661	1	68.3	621	4	94.4	
覚 せ い 剤 取 締 法	18,925	5,410	42	13,470	3	71.2	13,446	4	99.8	
大 麻 取 締 法	2,569	1,028	16	1,525	-	59.4	1,515	1	99.4	
入 管 法	3,029	1,240	43	1,745	1	57.6	1,737	2	99.6	
そ の 他	61,553	47,600	1,019	12,845	89	21.0	10,436	570	85.1	

- 注 1 検察統計年報による。
 2 一般刑法犯及び道交違反を除く特別法犯に限る。
 3 既済事由が他の検察庁への送致である事件及び被疑者が法人である事件を除く。
 4 「逮捕されない者」は、他の被疑事件で逮捕されている者を含む。

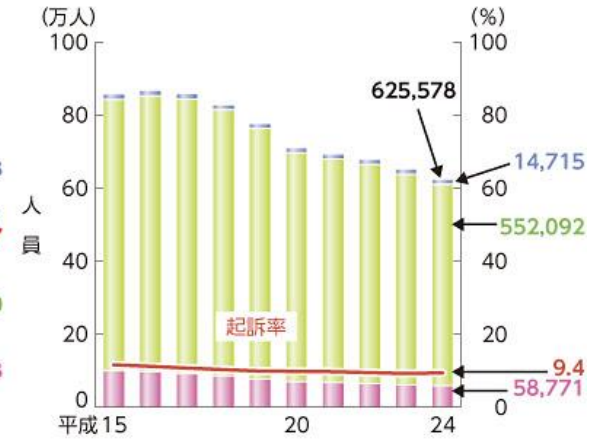
H25年「犯罪白書」より

(平成15年～24年)

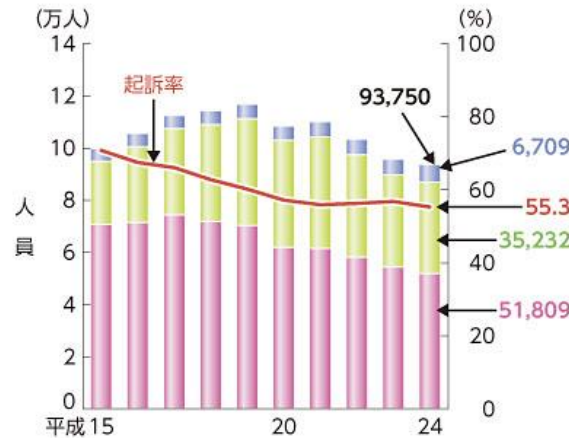
① 一般刑法犯



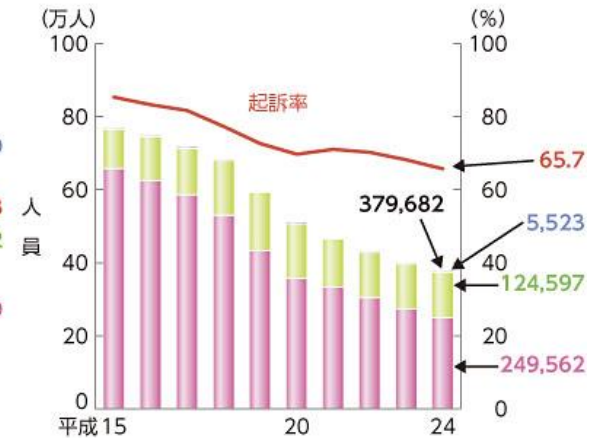
② 自動車運転過失致死傷等



③ 道交違反を除く特別法犯



④ 道交違反



■ 起訴 ■ 起訴猶予 ■ その他の不起訴

注 検察統計年報による。

冤罪の構図と原因

- 警察留置場での身体拘束：刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律⇒代用監獄
- 身体拘束中の取調べ(取調べ受忍義務)
- 誤った自白の存在とその偏重
- 物的証拠、科学的証拠の誤りや偏重
- 被疑者供述の軽視
- 無罪推定原則の弱体化

冤罪を防ぐには

～誤った自白を防ぐ・裁かれる視点～

- 捜査弁護の充実
 - 弁護人依頼権：憲法34, 37条、刑事訴訟法30条など
 - 接見交通権：刑事訴訟法39条1項
- 被疑者の権利の確保
 - 黙秘権：憲法38条、刑事訴訟法319条など
 - 身体拘束の運用等の見直し：場所、期間、目的など
- 取り調べの可視化
 - 取調べ全過程の録音録画
 - 弁護人の立ち会い
- 無罪推定原則の「原則化」

私が裁くとき

- 世界の司法参加制度と歴史
- 日本の陪審制度
- 裁判員制度導入の経緯
- 裁判員制度の理念と仕組み：対象事件、裁判員に選ばれる手続、公判手続、評議、評決、量刑
- 裁判員制度の実施状況

世界の司法参加制度

- 陪審制度：イギリス・アメリカ・カナダ・オーストラリアなど
 - 市民が裁判官から独立して事実認定を行い、量刑は裁判官が判断する。無作為に選ばれた市民は一事件のみ担当。
- 参審制度：ドイツ・イタリア・オーストリアなど
 - 市民と裁判官が協同して事実認定および量刑を行う。基本的に同一の権限を有する。選出は、推薦によることもある。数ヶ月の任期制。
- 中間(裁判員)型：フランス・日本・韓国
 - 市民と裁判官が協同して事実認定および量刑を行う。基本的に同一の権限を有する。無作為に選ばれた市民は一事件のみ担当。

司法参加の歴史

- イギリス起源
- 告発を行う市民(有力者)代表：大陪審的機能⇒神判
- 1215年神判廃止⇒新たな事実認定者が必要になる
- 誰が裁く？裁判官か市民か？⇒イギリスでは市民を選択
- 事実認定を行う陪審制度として発展
 - 量刑などの法律問題を扱う裁判官と権限・機能を分担
- 陪審の権限強化：裁判官の指示する法を無視する事例
 - 陪審員の権限確保、事実として認定する部分を明確化
 - 市民の意思を社会に反映⇒市民と社会との重要な接点
 - 被告人および市民の権利として発展
 - 市民的基盤の確保
 - ⇒陪審制度の理念

日本の陪審制度

- 陪審法：大正12年制定、昭和3年施行
- 陪審法ノ停止ニ関スル法律：昭和18年⇒実は、現行法
- 特徴
 - 対象事件：法定陪審事件、請求陪審事件⇒被告人による辞退を認める
 - 陪審の答申の拘束力⇒裁判所は答申に拘束されない
- 実施状況
 - 陪審評議件数：484件
 - 評議結果：無罪17.6%(81件)、有罪82.1%、公訴棄却0.3%
- 現存する陪審法廷：桐蔭学園、立命館大学

裁判員制度の導入

- 1999年～司法制度改革
 - 司法制度改革審議会「21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議する」ために設置
- 国民的基盤の確立
 - 国民が統治主体として司法に参加することを期待
 - 陪審制度の理念との相違
- 陪審か参審か？ ⇒折衷的な提案⇒裁判員制度
- 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」2004年5月21日成立、2009年5月21日施行



裁判員法廷

裁判所HPより

http://www.saibanin.courts.go.jp/introduction/work_and_role.html

裁判員制度の概要

- 制度の趣旨：裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解増進とその信頼の向上に資する
- 裁判員裁判の構成：職業裁判官3人、裁判員6人
- 裁く事件：①死刑または無期もしくは禁錮に当たる罪に係る事件、②法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの
- どのように選ばれるのか：裁判員候補者名簿の作成・通知⇒事件ごとに、名簿からくじで候補者が選ばれる・呼出状⇒選任手続(非公開)⇒事件ごとに裁判員が6人選ばれる

□ 辞退や免除は？

- 調査票（候補者名簿に登録されたことの通知とともに送付）：就職禁止事由(自衛官や警察職員など)や客観的な辞退事由(70歳以上、学生または生徒など)など
- 質問票(呼出状とともに送付)：以下の政令で定めるやむを得ない事由など
 - 重い疾病または傷害により裁判所に出頭することが困難である。
 - 介護または養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族がいる。
 - 仕事における重要な用務があって、自らがこれを処理しなければ著しい損害が生じるおそれがある。
 - 他の期日に行うことができない社会生活上の重要な用務がある。
 - 妊娠中または出産の日から8週間を経過していない。
 - 同居していない親族または親族以外の同居人を介護・養育する必要がある。
 - 親族または同居人が重い病気・けがの治療を受けるための入通院等に付き添う必要がある。
 - 妻・娘が出産する場合の入退院への付添い、出産への立会いの必要がある。
 - 住所・居所が裁判所の管轄区域外の遠隔地にあり、裁判所に行くことが困難である。
 - その他、裁判員の職務を行うこと等により、本人又は第三者に身体上、精神上または経済上の重大な不利益が生ずる。

- 選任手続期日当日(非公開)
 - 裁判長による質問の後、当事者の請求または職権による不選任
 - 検察官・被告人による理由なしの不選任(各4人)

- 法廷では何をするのか：裁判員の役割・裁判官との関係
 - 裁判官と裁判員は基本的に対等の権限を有する事項：事実の認定、法令の適用、刑の量定
 - 裁判官のみの判断：法令の解釈に係る判断、訴訟手続に関する判断
 - 裁判員の権限：証人尋問、被告人質問の実施

- 裁判官との話し合い：評議、評決、量刑
 - 評議：証拠調べの後、裁判官と共に、事実の認定をする。被告人が有罪か無罪か、有罪であればその刑はどうするかを決める。
 - 評決：評決は多数決で決定、ただし、裁判官と裁判員の両方の意見を含まなければならない。
 - 量刑の判断

- 裁判員の義務：守秘義務

裁判員制度の実施状況～選任～

裁判員候補者・選任された裁判員

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年 (4月末)
裁判員候補者名簿記載者数		1,737,106	295,036	344,900	315,940	285,530	259,200	236,500
選定された裁判員候補者数(①)		585,280	13,423	126,465	131,880	135,535	135,207	42,770
選任手続期日に出席を求められた裁判員 候補者数(②)		245,145	6,453	60,073	56,353	54,604	52,090	15,572
選任手続期日に出席した裁判員候補者数(③)		189,023	5,415	48,422	44,150	41,526	38,527	10,983
出席率(%)	(③/①)	32.3	40.3	38.3	33.5	30.6	28.5	25.7
	(③/②)	77.1	83.9	80.6	78.3	76	74	70.5
選任手続期日当日に辞退等により不選任 決定がされた 裁判員候補者数		49,790	1,326	11,850	11,308	10,933	11,055	3,318
選任された裁判員の数		37,128	838	8,673	8,815	8,633	7,937	2,232
選任された補充裁判員の数		12,693	346	3,067	2,988	2,906	2,622	764

最高裁判所事務総局「裁判員裁判の実施状況について(制度施行～平成26年4月末・速報)」をもとに作成

裁判員制度の実施状況～審理期間～

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	(4月末)
総数	判決人員	6,447	142	1,506	1,525	1,500	1,387	387
	平均実審理期間(日)	6.7	3.7	4.9	6.2	7.4	8.1	8.7
	平均開廷回数(回)	4.2	3.3	3.8	4.1	4.5	4.5	4.7
自白	判決人員	3,706	114	970	885	806	725	206
	平均実審理期間(日)	4.8	3.5	4	4.5	5	5.8	5.7
	平均開廷回数(回)	3.6	3.2	3.5	3.6	3.7	3.8	3.7
否認	判決人員	2,741	28	536	640	694	662	181
	平均実審理期間(日)	9.2	4.7	6.6	8.5	10.1	10.6	12.2
	平均開廷回数(回)	5.1	3.7	4.4	4.9	5.5	5.4	5.9

最高裁判所事務総局「裁判員裁判の実施状況について(制度施行～平成26年4月末・速報)」をもとに作成

裁判員制度の実施状況～評議時間～

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年 (4月末)
総数	判決人員	6,447	142	1,506	1,525	1,500	1,387	387
	平均評議時間(分)	582.8	397	504.4	564.1	619.8	630.1	716.6
自白	判決人員	3,706	114	970	885	806	725	206
	平均評議時間(分)	469	377.3	438.7	468.4	475.2	498.1	537.3
否認	判決人員	2,741	28	536	640	694	662	181
	平均評議時間(分)	736.7	477.3	623.4	696.3	787.7	774.6	920.6

最高裁判所事務総局「裁判員裁判の実施状況について(制度施行～平成26年4月末・速報)」をもとに作成

おわりに

- 刑事訴訟法は身近か？
- 関与しないで過ごす方がよいとも思える
- 「身近」な二つの視点で刑事法を考えるきっかけに
 - 「裁く立場(被害者を含む)」からの視点には立ち易い
 - 「裁かれる立場」に立つのは困難
- 特に「裁かれる立場」から刑事手続法を考えてみましょう
 - ⇒国家に対する自分たちの権利を考えること
 - ⇒社会的役割を担うべき個人について考えること